

ライツ・オファリングの手続期間の短縮化に係る対応

1. 改正趣旨

会社法第 277 条の規定による新株予約権無償割当てにおいては、海外のライツ・オファリングや国内の公募増資と比較して、発行者が新株予約権の発行を決定してから新株予約権行使を経て資金調達を完了するまでの期間が長期に亘ることから、当該期間の短縮化が求められている。こうした状況を踏まえ、ライツ・オファリングに関して発行者の機動的な資金調達が可能となるよう、新株予約権の権利割当日に係る取扱い及び総株主通知の手続期間の見直しを行い、平成 22 年 6 月 21 日に「株式等の振替に関する業務規程」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」を改正し、ライツ・オファリングに係る総株主通知の手続期間について、通常よりも 1 営業日分の短縮化を可能とした。これは、最終的に関係者のシステム整備等の準備が整った段階においては、通常よりも 2 営業日分の短縮化を可能とすることを予定して、それまでの段階的な対応として行ったものであり、今般、関係者において準備が整ったものと判断されることから、現行よりも更に 1 営業日分の短縮化を可能とするよう、所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 総株主通知の請求時期の改正

現在、発行者が機構に総株主通知の請求を行う場合には、株主確定日の前営業日から起算して「9 営業日前の日まで」に請求を行うこととしているが、例外として、ライツ・オファリングに係る株主を確定するための請求の場合に限り、「8 営業日前の日まで」としている。この例外の扱いにおける総株主通知の請求時期を「7 営業日前の日まで」に改正する。

(2) 総株主通知日程案内の通知時期の改正

現在、総株主通知日程案内については、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に機構から機構加入者に通知しているが、例外として、「ライツ・オファリングに係る株主を確定するための総株主通知の請求が株主確定日の前営業日から起算して 8 営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して 6 営業日前の日に通知」することとしている。この例外の扱いについて、「ライツ・オファリングに係る株主を確定するための総株主通知の請求が株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して 5 営業日前の日に通知する」ことを追加する。

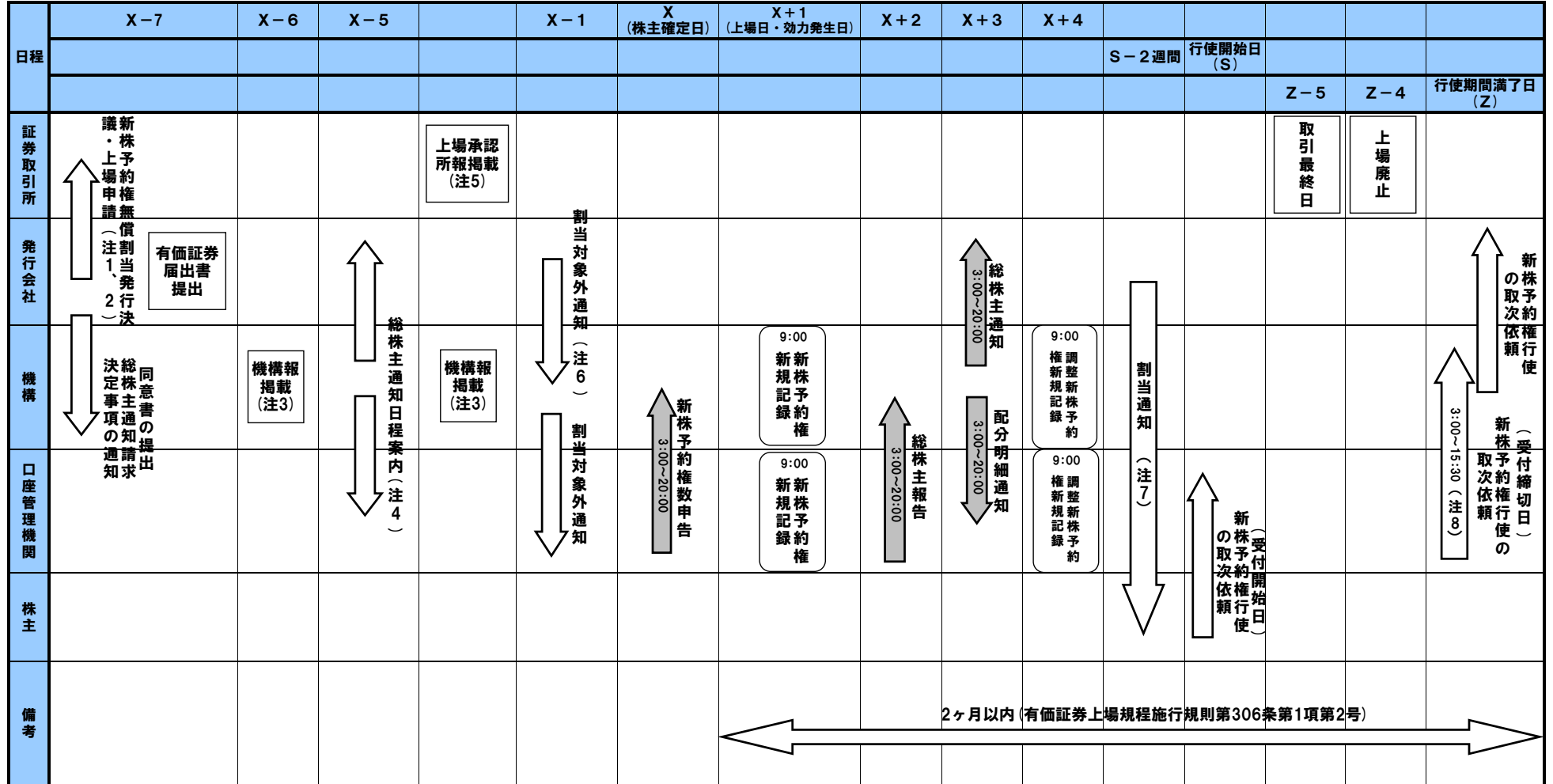
3. 施行日

平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

以 上

ライツ・オファリングの新規記録に係る最短日程

【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、総株主通知の請求により株主確定日を定める場合】



- (注1) 上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。
- (注2) 権利落日(X-2)以降に発行決議を取り消さざるを得なくなった場合には市場に大きな混乱を来すこととなるため、かかる事態が生じることのないよう慎重な検討が求められる。
- (注3) X-6の機構報は、上場承認がされることを前提として、総株主通知請求が行われた旨及び総株主通知日程案内の配信日程等を掲載する。上場承認日の機構報は機構で該当する新株予約権の銘柄の取扱いを開始する旨等を掲載する。
- (注4) 総株主通知日程案内は総株主通知請求がX-9以前にされた場合にはX-7に配信し、請求がX-8にされた場合にはX-6に配信する。なお、上場承認が取り消された場合には、公表日の翌営業日に取り消された旨の総株主通知日程案内を配信する。
- (注5) 上場承認は所要の審査手続完了次第公表される。なお、上場承認は有価証券届出書の効力発生を前提とする。
- (注6) 自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。
- (注7) 発行会社は、新株予約権の行使期間の開始日の2週間前までに、株主に対し、株主が割当を受けた新株予約権の内容及び数を通知する必要がある。
- (注8) 払込金は原則として午前中までに払込取扱場所に振り込まれる必要がある。

ライツ・オファリングの新規記録に係る最短日程

【株券喪失登録がなく、発行登録書を提出し、総株主通知の請求により株主確定日を定める場合】

日程	X-13以前	X-7	X-6	X-5		X-1	X (株主確定日)	X+1 (上場日・効力発生日)	X+2	X+3	X+4							
													S-2週間	行使開始日(S)				
															Z-5	Z-4	行使期間満了日(Z)	
証券取引所							上場承認所報掲載(注5)										取引最終日	上場廃止
発行会社	発行登録書の提出	新株予約権無償割当条件等決定・上場申請(注1、2)	発行登録追補書類の提出															
機構		総株主通知の提出					機構報掲載(注3)											
口座管理機関		同意書の提出																
株主		決定事項の通知請求																
備考																		

(注1) 上記は割当条件等の決定から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。
 (注2) 権利落日(X-2)以降に発行決議を取り消さざるを得なくなった場合には市場に大きな混乱を来すこととなるため、かかる事態が生じることのないよう慎重な検討が求められる。
 (注3) X-6の機構報は、上場承認がされることを前提として、総株主通知請求が行われた旨及び総株主通知日程案内の配信日程等を掲載する。上場承認日の機構報は機構で該当する新株予約権の銘柄の取扱いを開始する旨等を掲載する。
 (注4) 総株主通知日程案内は総株主通知請求がX-9以前にされた場合にはX-7に配信し、請求がX-8にされた場合にはX-6に配信する。なお、上場承認が取り消された場合には、公表日の翌営業日に取り消された旨の総株主通知日程案内を配信する。
 (注5) 上場承認は所要の審査手続完了次第公表される。
 (注6) 自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。
 (注7) 発行会社は、新株予約権の行使期間の開始日の2週間前までに、株主に対し、株主が割当を受けた新株予約権の内容及び数を知るとともに目論見書を交付する必要がある。
 (注8) 払込金は原則として午前中までに払込取扱場所に振り込まれる必要がある。